

平成 30 年 7 月 1 日

過半数労働者代表

□ □ □ □ 様

(注)十分な考慮期間を設けること

株式会社ハルヤマ 三国工場

工場長 ○ ○ ○ ○

派遣可能期間の延長についての意見聴取に係る通知書

当事業所において現在派遣労働者を受け入れているところですが、派遣可能期間を延長して労働者派遣の役務の提供を受けることについて、労働者派遣法第 40 条の 2 第 4 項により、下記のとおり意見を求めます。

記

1. 労働者派遣の役務の提供を受ける事業所

株式会社ハルヤマ 三国工場 坂井市三国町*-*-*

2. 延長しようとする派遣期間

平成 30 年 10 月 1 日～平成 33 年 9 月 30 日

3. 当事業所における派遣労働者の受入れ状況

平成 27 年 10 月 1 日～平成 30 年 6 月末までの状況

受入部署	派遣労働者の受入期間	派遣労働者数の推移	正社員数の推移
製造部情報関連機器課	H27. 10. 1～H28. 9. 30	2 名	2 名
	H28. 10. 1～H29. 9. 30	1 名	3 名
	H29. 10. 1～H30. 6. 30	1 名	3 名
総務課	H27. 10. 1～H28. 9. 30	3 名	3 名
	H28. 10. 1～H29. 9. 30	3 名	3 名
	H29. 10. 1～H30. 6. 30	3 名	3 名

(注)上記の表は一例であり、意見聴取の実効性が高まるような資料を提供することが望ましい。

4. 回答期日

本通知に対する意見については、平成 30 年 8 月 31 日（金）までに当職あて提出願います。

(注)派遣先は、意見を聴いた後、次の事項を書面に記載し、延長しようとする派遣可能期間の終了後3年間保存し、また事業所の労働者に周知しなければなりません。

- ・意見を聴いた過半数労働組合の名称または過半数代表者の氏名
- ・過半数労働組合等に書面通知した日及び通知した事項
- ・意見を聴いた日及び意見の内容
- ・意見を聴いて、延長する期間を変更したときは、その変更した期間

(注)過半数労働者代表は、次の両方を満たす必要があります。

- ・労基法第 41 条第 2 号に規定する監督又は管理の地位にある者でないこと。
- ・派遣可能期間の延長に係る意見を聴取される者を選出する目的であることを明らかにして実施される投票、挙手等の方法による手続により選出された者であること。

過半数代表者が使用者による指名であるなどして民主的な方法によって選出されたものではない場合は、事実上意見聴取が行われていないものと同視して、労働契約申込みみなし制度の対象となります。